

〔仮称〕第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）策定スケジュール

【平成31年度】

人権についての市民意識調査を実施

○人権についての市民意識調査 実施概要（案）

名称	人権についての市民意識調査
目的	現在、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」に基づき人権施策を進めているが、平成32年度には八尾市第5次総合計画が終了するとともに、プラン策定から5年を経過するため、次期総合計画の方向性や社会情勢の変化等を踏まえ、プラン中間見直しを予定しており、現時点における市民の人権についての意識や行動、意見等を調査し、中間見直しの策定に活用するとともに、今後の人権施策を進めるうえでの基礎資料として活用する。
実施主体	人権政策課
調査期間	平成31年10月頃
調査地域	八尾市全域
調査対象	市内在住満16歳以上の男女3,000名（各1,500名） うち外国人90名（各45名）を住民基本台帳から無作為抽出する。
調査方法	郵便による調査票の配布及び回収

調査実施に向けたスケジュール（予定）

平成31年5月	調査実施支援業務委託業者選定
6～9月	調査票作成
10月	調査票配布及び回収
10～12月	結果集計、分析
平成32年1～2月	報告書作成
平成32年3月	報告書完成

【平成32年度】

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会を開催し、プランの中間見直しについて検討

○八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会

目的	執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき設置。 総合的かつ計画的な人権教育・啓発を推進するための計画策定についての調査、審議を行うことを目的としている。
委員構成	20人以内。 学識経験者、関係団体派遣委員、公募市民委員、その他市長が適当と認める者
市民意見の反映方法	・平成31年度実施の「人権についての市民意識調査」の結果を基礎資料とする。 ・八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に基づく市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施。（32年12月頃を予定）

